

使用料および手数料の見直しに係る基本指針

平成 29 年 1 月 23 日

桑名市

はじめに

桑名市では、平成 27 年度に桑名市総合計画を策定し、サービスを納税者の視点で考え、税金の使い方を見直し、財政負担を減らしながら、市民へのサービスを維持していくため、「納税者の視点で次の世代に責任ある財政に」を基本方針として取り組むとしています。今回、具体的な取り組みの一つとして、公共サービスにおける使用料および手数料について、公平性の確保と受益者負担の原則に基づき見直しを行います。

桑名市の使用料・手数料は、消費税増税分を除き合併前から据え置かれているものが大半であり、社会経済状況の変化等を踏まえて、施設等を利用する方と利用しない方との負担の公平性を考慮した適正な見直しが必要となっています。また、老朽化の進む施設の維持管理、補修等の財源確保のためにも使用料・手数料を見直す必要があります。

現在の施設維持管理、各種証明発行事務等の原価を把握し、特定のサービスの提供に必要な経費の負担を、利用する方に適正に負担していただくことによりサービスの水準を維持し、全市民を対象とする事業に税金を有効に利用することが可能となります。

【参考：地方自治法】

(使用料)

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

⇒行政財産の目的外使用または、公の施設の利用の対価として徴収する料金

(手数料)

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

⇒特定の者のために行う役務（サービス）の対価として徴収する料金

1 基本的な考え方

(1) 原価による算定方法の明確化

受益者に応分の負担を求めるにあたり、積算根拠を明確にするため、算定方法に原価計算方式を用います。

(2) 受益者と行政の負担割合の明確化

サービスを利用する人(受益者)と利用しない人との負担の公平性を考え、利用者に応分の負担を求めます。上記の原価を受益者と行政がどの程度の割合で負担するのかを設定します。

(3) 減免基準の見直し

利用者間における公平性の観点から、減免基準の見直しを図り、今後、減免基準を適用する場合には、わかりやすく誰から見ても必要と考えられる範囲に限定します。

2 使用料の見直し

(1) 見直しの対象

庁舎や法令等で使用料が無料と定められている施設(道路など)、行政財産目的外使用料(土地や建物の財産価値を基準に料金設定しているもので、維持管理経費を元にした原価計算になじまないもの)、法令等で使用料の算定方法等が定められている施設を除き全ての施設(指定管理者制度導入施設を含む)とします。

(2) 使用料の算定方法

積算根拠を明確にし、説明責任を果たすため「サービス原価」と「受益者負担割合」に基づく算定方法とします。ただし、算定の結果10円未満の端数が出た場合、これを切り捨てます。

$$\text{使用料} = \text{サービス原価} \times \text{受益者負担割合}$$

サービス原価	施設の維持管理等に要する「人件費」と「物件費・維持補修費」を原価として算定します。なお、施設の維持補修費とは、大規模改修などの施設の資本的経費を除いた経常的な費用などを対象とします。
受益者負担割合	対象施設が「日常生活に不可欠か(必需的・選択的)」、民間による提供が難しいか(公共的・民間的)」といったサービスの性質により、受益者と行政の負担割合を定めます。

(3) サービス原価の算定

サービス原価を算定する基礎数値は、原則として算定を行おうとする年度の前年度の決算額（実績値）によるものとします。ただし、前年度決算額によりがたい場合は過去3年間の平均値を使用します。

サービス原価＝人件費＋物件費＋維持補修費＋減価償却費

サービス原価算定のための詳細は、次のとおりです。

人件費	人件費＝人件費単価×人工数 ※人工数は、サービス提供に従事した時間（人工）により按分	
物件費	賃金	臨時職員等に対する賃金 ※任命行為等を伴う正規職員に対する給与は「人件費」に計上
	需用費	サービス提供に必要となる物品の取得修理等に係る経費等で、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、賄材料費等
	役務費	郵便料その他の通信運搬費、保管料、手数料、火災保険料等
	委託料	施設の運営および保守点検等の作業を外部委託する費用
	備品購入費	机や椅子などその性質形状を変えずに、比較的長く使用し、保存できる物品の取得に要する費用（購入価格 100 万円未満）
	その他	使用料、賃借料などサービス提供および施設の維持管理に要する上記以外の費用
維持補修費	施設や設備が老朽化した場合に、以前と同様の機能が維持できるように補修工事等を実施する費用とする。なお、経常的なものに限り、大規模な改修費・突発的な補修費などは対象外とする。	
減価償却費	取得時に要した支出額を耐用年数を基準として年度ごとに配分する費用。 過年度において取得した、事業に必要とされる固定資産のうち、所得税法施行令第6条（減価償却資産の範囲）第1号～第7号までに規定するもの（建物、機械、車両、工具、備品等）を対象とする。 ※減価償却費＝（取得価格×0.9）／耐用年数（定額法）	

次の費用については、サービス原価に算入しないものとします。

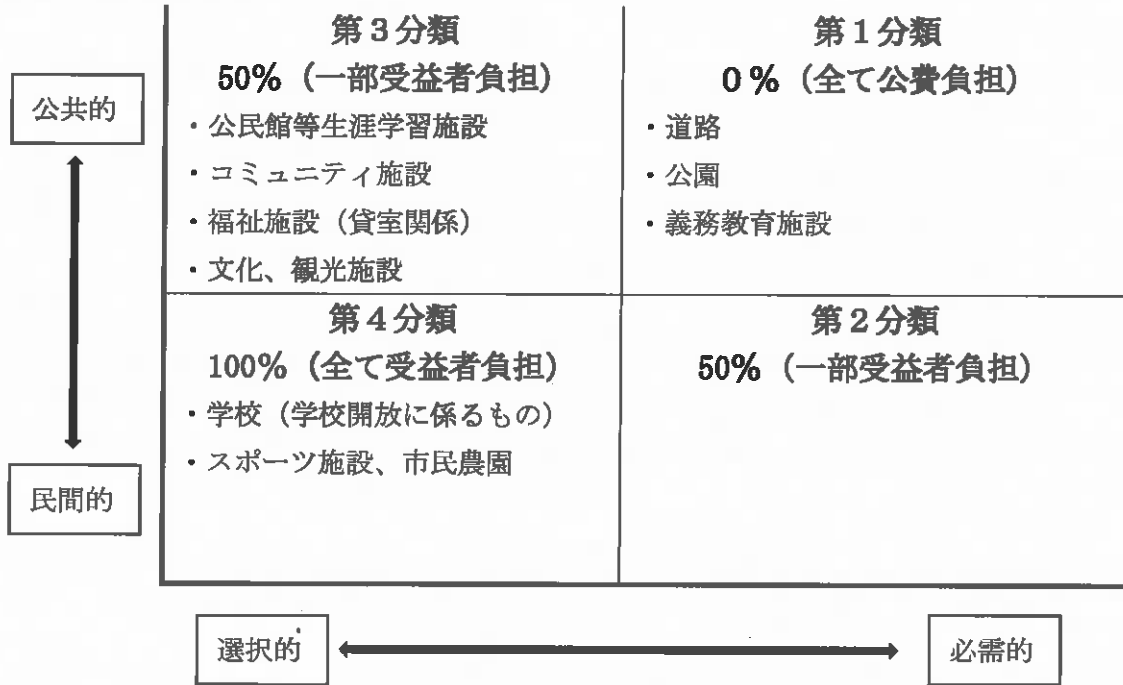
備品購入費	購入価格 100 万円以上の高額な備品については、公費で負担する費用とします。
用地取得費	土地は減価償却しない資産のため費用に算入しない。ただし、借地代につ

	いては、他の使用料及び賃借料と同じと捉えコストに算入します。
事業費	各施設における市が主体となって行う事業費などは、受益者に転嫁すべきではないため、公費で負担する経費とします。

(4) 受益者負担割合の設定

公の施設には、市民の日常生活に必要不可欠でありながら市場では供給されないもの、また、民間でも類似のサービスを提供しているものなど、さまざまな施設が存在します。このような施設の性質の違いを考慮せず、一律一律な負担を求めると、かえって公平性・公正性を損なうこととなります。そこで、各施設のサービスの性質によって区分し、受益者と行政の負担割合を設定し、下図のように4つの領域に分類します。

受益者負担割合表



分類	サービスの性質
第1分類 (必需的・公共的)	日常生活には必要不可欠で、行政が提供すべきサービス
第2分類 (必需的・民間的)	日常生活には必要不可欠で、主として行政が提供するが民間にもあるサービス
第3分類 (選択的・公共的)	日常生活を快適にするもので個人によって必要性は異なるが、民間にはあまりないサービス
第4分類	日常生活を快適にするもので個人によって必要性は異なるが、民間

(5) 施設の利用形態による使用料算定方法

・「1室あたりの原価」から算定する方法（会議室など一定区画）

- ① 1㎡あたりの年間原価＝施設全体の原価÷延床面積
- ② 1㎡あたりの時間原価＝①÷年間開館時間
- ③ 1室あたりの原価＝②×利用面積×利用時間
- ④ 1室あたりの使用料＝③×受益者負担割合

【例】施設の会議室Aを2時間利用する場合の使用料

	会議室A	会議室B	事務所	トイレ・廊下	延床面積
面積	200㎡	100㎡	50㎡	50㎡	500㎡

※施設全体の原価：1,200,000円

※延床面積：500㎡

※年間開館時間：250時間（減免・免除分を含む）

※受益者負担割合：50%

- ① 1㎡あたりの年間原価：1,200,000円÷500㎡＝2,400円/㎡
- ② 1㎡あたりの時間原価：2,400円÷250時間＝9.6円/㎡/時間
- ③ 1室あたりの原価：9.6円/㎡/時間×200㎡×2時間＝3,840円/室
- ④ 1室あたりの使用料：3,840円/室×50%（負担割合）＝1,920円/室

・「1人あたりの原価（個人利用施設）」から算定する方法（プールなどの個人利用）

- ① 1人あたりの原価＝施設全体の原価÷年間受益者（利用者）数
- ② 1人あたりの利用料＝①×受益者負担割合

【例】プールなど（個人利用施設）の使用料

	プール	事務所	トイレ・廊下 共用部分	延床面積
面積	300㎡	50㎡	50㎡	400㎡

※施設全体の原価：1,200,000円

※年間開館時間：250時間

※年間利用者数：4,000人

※受益者負担割合：50%

- ① 1人あたりの原価：1,200,000円÷4,000人＝300円/人
- ② 1人あたりの利用料：300円/人×50%（負担割合）＝150円/人

(6) 使用料の激変緩和措置など

- ・ 使用料の改定は市民生活に直結しており、算出された料金によっては、大幅な料金改定となり、利用者に急激な負担を強いることとなります。このことから、原則として、現行使用料の1.5倍を改定上限の目安とし、定期的な検証結果を踏まえ段階的に改定を行います。

- ・ 現在、同一料金が設定されている類似施設で、施設ごとに使用料を設定することにより、市民の混乱をきたす恐れがある場合、各施設の平均使用料を採用することとします（例：公民館、テニスコート、野球場などのスポーツ施設）
- ・ 指定管理者制度導入施設についても、原則、見直しの対象としますが、利用料金制度を導入している施設の料金を見直す場合は、上限額を算定したうえで、指定管理者との協議により指定管理料を見直すこととします。

（7）使用料の減額、免除

使用料の減額や免除は一律の基準のみでは施設の設置目的等が広範で多様なことや、市の具体的な適用状況からも現実的ではないことから、減額や免除の基準は次の考え方を基本に設定することとします。



【共通の基準】

①	市（行政委員会、市が設置する附属機関を含む）が主催・共催するとき	免除
②	施設の管理運営団体（指定管理者）が施設の管理運営目的で利用するとき	免除
③	その他、特別の事情があると認められるとき	免除または減額

【個別の適用基準】

施設等で減額や免除の対象を規定する場合は、政策的・特例的措置として限定適用されるものであることを十分考慮し、誰から見ても必要と考えられる範囲で設定します。

3 手数料の見直し

(1) 見直しの対象

桑名市手数料条例に掲げる手数料等に加え、手数料を徴収せずに特定の者に対して提供しているサービスとします。ただし、次に該当する場合は、見直し対象から除外します。

【対象外の項目】

- ・手数料の金額が法令等により定められているもの
- ・国、県等の基準に準じて定めているもの

(2) 手数料の算定方法

積算根拠を明確にし、説明責任を果たせる算定方法とし、受益者負担割合は100%とします。手数料は、50円単位とし単位未満の端数が出た場合、これを切り捨てます。

$$\text{手数料} = 1 \text{ 件あたりの人件費} + 1 \text{ 件あたりの物件費}$$

※1件あたりの人件費 = 1分あたりの人件費 × 1件あたりの処理時間(分)

※1件あたりの物件費 = (物件費 + 設備備品減価償却費) ÷ 年間処理件数(前年度実績)

※処理時間は、申請書等の受付から証明書等の交付、料金受領までの実作業に要する時間を計上し、複数人で処理する場合は、延べ時間とします。

※電算機器に係る経費については、行政が本来行うべきである業務に係る経費と、個人利用のために本来業務から派生した事務(証明書発行用端末機器の管理・運用)とを区別し、後者に係る経費をコストとして算入します。

手数料改定案

No.	担当課	手数料名称	現在の料金	改定案	改定率	備考
1	税務課	納税、資産証明手数料	200	300	150.0%	コンビニ交付200円
2	地域コミュニティ課	地縁団体証明手数料	200	300	150.0%	
3	市民課	戸籍住民基本台帳手数料	200	300	150.0%	コンビニ交付200円
4	市民課	くわな市民カード再交付手数料	200	300	150.0%	
5	契約監理課	契約履行証明手数料	200	300	150.0%	
6	商工観光課	事業証明手数料	200	300	150.0%	
8	環境政策課	火葬、分骨証明書発行手数料	200	300	150.0%	
9	都市整備課	各種証明書	200	300	150.0%	
10	用地監理課	幅員証明手数料	200	300	150.0%	
11	建築開発課	建築確認関係諸証明手数料	200	300	150.0%	
12	防災・危機管理課	放置自転車等管理手数料	1,500	2,000	133.3%	

使用料改定案

No.	担当課	施設名	使用料名称	現在の料金 (円)	改定案 (円)	改定率	備考
1	公共施設マネジメント課	南立体駐車場	使用料	100	100	100.0%	1時間30分以内無料、以後有料
	総務課		施設使用料(大ホール)	43,200	64,800	150.0%	
	総務課		施設使用料(リハーサル室)	9,360	11,200	119.7%	
	総務課		施設利用料(小ホール)	28,800	43,200	150.0%	
	総務課		施設利用料(会議室兼楽屋)	3,700	4,400	118.9%	
	総務課		施設利用料(展示室)	15,020	18,000	119.8%	
	総務課		施設利用料(大会議室)	10,700	12,800	119.6%	
2	総務課	市民会館	施設利用料(第1会議室)	2,880	3,400	118.1%	
	総務課		施設利用料(第2会議室)	4,110	4,900	119.2%	
	総務課		施設利用料(第3会議室)	2,880	3,400	118.1%	
	総務課		施設利用料(第4会議室)	2,880	3,400	118.1%	
	総務課		施設利用料(和室)	4,630	5,500	118.8%	
	総務課		施設利用料(レストラン)	100,800	120,000	119.0%	月額
	総務課		立体駐車場	100	100	100.0%	1時間以内無料、以後有料
	総務課	多目的ホール	多目的ホール使用料	24,690	29,600	119.9%	
	生涯学習課	メディアライヴ	プレイルーム(1時間あたり)	410	500	122.0%	1時間あたりの利用料
	生涯学習課		プレイルーム(専用利用)	1,030	1,500	145.6%	
	生涯学習課		サークル室	1,950	2,340	120.0%	
	生涯学習課		1階小会議室	2,260	2,710	119.9%	
	生涯学習課		美術創作室	2,880	3,450	119.8%	
	生涯学習課		2階小会議室	2,260	2,710	119.9%	
	生涯学習課		和室	5,040	6,040	119.8%	
	生涯学習課		調理実習室	3,390	4,060	119.8%	
	生涯学習課		大研修室	6,790	8,140	119.9%	
	生涯学習課		小会議室	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課		体育室(専用使用)	8,850	12,700	143.5%	
	生涯学習課	陽だまりの丘複合施設ほか	体育室(時間使用:2時間)	100	300	300.0%	中学生以下半額
	生涯学習課		大研修室	5,140	6,160	119.8%	
	生涯学習課		日本間	1,650	1,980	120.0%	
	生涯学習課		研修室	1,650	1,980	120.0%	
	生涯学習課		音楽室	2,260	2,710	119.9%	
	生涯学習課	スター21	体育室(専用使用)	7,920	9,500	119.9%	

使用料改定案

No.	担当課	施設名	使用料名称	現在の料金 (円)	改定案 (円)	改定率	備考
	生涯学習課		軽体教室	1,950	2,340	120.0%	
	生涯学習課		体育室(時間使用:2時間)	100	300	300.0%	中学生以下半額
	生涯学習課		大研修室	10,390	12,450	119.8%	
	生涯学習課		学習室	6,480	7,770	119.9%	
	生涯学習課	中央公民館	日本間	3,910	4,670	119.4%	
	生涯学習課		料理実習室	6,480	7,770	119.9%	
	生涯学習課		サークル室	3,090	3,680	119.1%	
	生涯学習課		大研修室	5,040	6,020	119.4%	
	生涯学習課	日進公民館	学習室	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課		日本間	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課		大研修室	5,040	6,020	119.4%	
	生涯学習課		学習室	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課	精義公民館	日本間	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課		会議室	1,440	1,720	119.4%	
	生涯学習課		大研修室	5,040	6,020	119.4%	
	生涯学習課	立教公民館	学習室	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課		日本間	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課		大研修室	5,040	6,020	119.4%	
	生涯学習課		学習室	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課	益世公民館	日本間	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課		会議室	1,440	1,720	119.4%	
	生涯学習課		大研修室	5,040	6,020	119.4%	
	生涯学習課	修徳公民館	学習室	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課		日本間	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課		大研修室	5,040	6,020	119.4%	
	生涯学習課	大成公民館	学習室	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課		日本間	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課		大研修室	5,040	6,020	119.4%	
	生涯学習課	大和公民館	学習室	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課		日本間	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課		会議室	1,440	1,720	119.4%	
	生涯学習課		大研修室	5,040	6,020	119.4%	

使用料改定案

No.	担当課	施設名	使用料名称	現在の料金 (円)	改定案 (円)	改定率	備考
	生涯学習課	桑都公民館	学習室	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課		日本間	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課		大研修室	5,040	6,020	119.4%	
	生涯学習課	在良公民館	学習室	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課		日本間	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課		会議室	1,440	1,720	119.4%	
	生涯学習課	七和公民館	大研修室	5,040	6,020	119.4%	
	生涯学習課		学習室	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課		日本間	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課	深谷公民館	会議室	1,440	1,720	119.4%	
	生涯学習課		大研修室	5,040	6,020	119.4%	
	生涯学習課		学習室	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課	久米公民館	日本間	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課		大研修室	5,040	6,020	119.4%	
	生涯学習課		学習室	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課	城南公民館	日本間	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課		大研修室	5,040	6,020	119.4%	
	生涯学習課		学習室	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課	大山田公民館	日本間	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課		サークル室	1,340	1,600	119.4%	
	生涯学習課		大研修室	8,430	10,110	119.9%	
	生涯学習課	城東公民館	学習室	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課		日本間	2,470	2,960	119.8%	
	生涯学習課		サークル室	1,340	1,600	119.4%	
	生涯学習課	体育館	大研修室	5,040	6,020	119.4%	
	生涯学習課		日本間	2,480	2,960	119.4%	
	スポーツ振興課		使用料(競技場)	7,410	9,300	125.5%	
	スポーツ振興課		2,570	3,600	140.1%		
	スポーツ振興課		2,570	3,600	140.1%		
	スポーツ振興課		100	300	300.0%	子どもは左記料金の半額	
	スポーツ振興課		100	300	300.0%	子どもは左記料金の半額	
	スポーツ振興課		1,340	1,600	119.4%		

使用料改定案

No.	担当課	施設名	使用料名称	現在の料金 (円)	改定案 (円)	改定率	備考
4	スポーツ振興課	市民プール 九華公園野球場 大山田第四公園ソフトボール場 深谷野球場 北部野球場 立花公園テニスコート 大山田第二公園テニスコート こばさか公園テニスコート 総合運動公園テニスコート 総合運動公園サッカー場(メイン) 総合運動公園サッカー場(サブ) 総合運動公園テイクャンプ場 大山田第二公園運動広場 星川公園運動広場	プール使用料	310	400	129.0%	子どもは左記料金の半額
	スポーツ振興課		駐車場使用料	210	300	142.9%	
	スポーツ振興課		使用料	2,060	4,110	199.5%	
	スポーツ振興課		使用料	2,060	4,110	199.5%	
	スポーツ振興課		使用料	2,060	4,110	199.5%	
	スポーツ振興課		使用料	2,060	4,110	199.5%	
	スポーツ振興課		使用料	520	700	134.6%	
	スポーツ振興課		使用料	520	700	134.6%	
	スポーツ振興課		使用料	520	700	134.6%	
	スポーツ振興課		使用料	1,030	1,500	145.6%	
	スポーツ振興課		使用料	2,060	2,500	121.4%	
	スポーツ振興課		使用料	—	1,800	皆増	
	スポーツ振興課		使用料	0	1,500	皆増	
	スポーツ振興課		使用料	1,540	1,840	119.5%	
	スポーツ振興課		使用料	0	2,000	皆増	
	5		文化課	博物館	博物館使用料(企画展示室)	5,140	6,160
文化課		博物館使用料(市民ギャラリー)	3,090		3,700	119.7%	
文化課		入館料	0		300	皆増	15歳未満無料
文化課		六華苑入苑料	310		500	161.3%	
文化課		離れ屋使用料	4,110		5,000	121.7%	
文化課		旧高須御殿使用料	3,090		3,800	123.0%	
文化課		会議室使用料	4,110		5,000	121.7%	
文化課		番蔵棟使用料	5,140		6,500	126.5%	
文化課		二の間使用料	6,170		7,500	121.6%	
文化課		一の間使用料	10,290		12,500	121.5%	
6	地域コミュニティ課	新西方コミュニティセンター	使用料(第1研修室)	1,540	1,840	119.5%	
	地域コミュニティ課		使用料(第2研修室)	1,540	1,840	119.5%	
	地域コミュニティ課		使用料(会議室)	1,230	1,470	119.5%	
	地域コミュニティ課		使用料(和室)	1,230	1,470	119.5%	
7	防災・危機管理課	長島防災コミュニティセンター	施設使用料	20,680	24,810	120.0%	
	商工観光課	長島水辺のやすらぎパーク	休憩施設使用料	2,060	3,000	145.6%	
8	商工観光課	サンフアール北館	市民広場	2,060	2,470	119.9%	

使用料改定案

No	担当課	施設名	使用料名称	現在の料金 (円)	改定案 (円)	改定率	備考
9	農林水産課	漁業交流センター	会議室	1,340	1,600	119.4%	
	農林水産課		調理実習室	1,340	1,600	119.4%	
	農林水産課		コンベンションルーム使用料	6,170	9,000	145.9%	
	農林水産課		プラクティスルーム使用料	3,090	4,500	145.6%	
	農林水産課		シエルトー使用料	2,060	2,800	135.9%	
	農林水産課		ステージ使用料	6,170	9,000	145.9%	
	農林水産課		ピロティー使用料	2,060	2,800	135.9%	
	農林水産課		企画展示室使用料	1,030	1,500	145.6%	
	農林水産課		海苔すき体験料	520		0.0%	事業廃止
	農林水産課		展示資料室観覧料	310	500	161.3%	
10	農林水産課	農産物直売所	体験農園	310	500	161.3%	
	環境政策課		使用料	360,000	540,000	150.0%	年額
	環境政策課		市内大人1体	10,000	15,000	150.0%	
	環境政策課		子ども1体	5,000	7,500	150.0%	
	環境政策課		死産児	5,000	7,500	150.0%	
	環境政策課		体の一部	5,000	7,500	150.0%	
	環境政策課		動物	3,000	4,500	150.0%	
	環境政策課		葬儀場	205,720	246,800	120.0%	
	環境政策課		重安室	5,140	7,700	149.8%	
	環境政策課		会議室	1,030	1,500	145.6%	
11	福祉総務課	総合福祉会館	大会議室使用料	12,340	14,800	119.9%	
	福祉総務課		15条に規定する室使用料	10,290	16,690	162.2%	
	福祉総務課		浴室使用料	100	300	300.0%	
	福祉総務課		多目的ホール使用料	8,230	9,870	119.9%	
	福祉総務課		浴室使用料	100	300	300.0%	
	福祉総務課		会議室	2,060	3,000	145.6%	
	福祉総務課		浴室使用料	100	300	300.0%	
	福祉総務課		生活相談室使用料	1,130	1,530	135.4%	
	福祉総務課		教養娯楽室使用料	5,140	6,990	136.0%	
	福祉総務課		栄養指導室使用料	2,570	3,750	145.9%	
11	福祉総務課	長島福祉健康センター	集団指導室使用料	1,130	1,530	135.4%	
	福祉総務課		健康相談室使用料	1,130	1,530	135.4%	
	福祉総務課						

使用料改定案

No.	担当課	施設名	使用料名称	現在の料金 (円)	改定案 (円)	改定率	備考
	福祉総務課		健康教育室使用料	1,130	1,530	135.4%	
	福祉総務課		浴室使用料	100	300	300.0%	
	福祉総務課		1階会議室	1,030	1,500	145.6%	
	福祉総務課	深谷市民館	2階会議室	1,030	1,500	145.6%	
	福祉総務課		会議室(日本間)	1,030	1,500	145.6%	
	福祉総務課	深谷桑栄市民館	会議室	1,030	1,500	145.6%	
	福祉総務課		会議室(日本間)	1,030	1,500	145.6%	
	都市整備課	吉之丸コミュニティパーク	駐車場使用料	210	300	142.9%	
	都市整備課	播磨中央公園	ポート使用料	100	200	200.0%	
	都市整備課	駅北自転車駐車場	使用料	100	200	200.0%	
	都市整備課	市営末広駐車場	時間貸し	70	100	142.9%	
12	多度地域振興課		第1教室	2,470	2,960	119.8%	
	多度地域振興課		第2教室	2,470	2,960	119.8%	
	多度地域振興課		第3教室	2,470	2,960	119.8%	
	多度地域振興課		第4教室	3,390	4,050	119.5%	
	多度地域振興課		第5教室	2,470	2,960	119.8%	
	多度地域振興課	多度公民館	第6教室	2,470	2,960	119.8%	
	多度地域振興課		和室	5,660	6,760	119.4%	
	多度地域振興課		調理実習室	5,660	6,760	119.4%	
	多度地域振興課		講堂	16,970	20,350	119.9%	
	多度地域振興課		多度陶芸館	6,790	8,130	119.7%	
	多度地域振興課		使用料(調理実習室)	3,700	4,440	120.0%	
	多度地域振興課		使用料(第3研修室)	1,230	1,470	119.5%	
	多度地域振興課	多度東部多目的集会所	使用料(第2研修室)	1,230	1,470	119.5%	
	多度地域振興課		使用料(第1研修室)	1,230	1,470	119.5%	
	多度地域振興課		使用料(多目的ホール)	4,630	5,550	119.9%	
	多度地域振興課		使用料(調理実習室)	3,700	4,440	120.0%	
13	多度地域振興課	多度南部コミュニティプラザ	使用料(健康相談室)	1,230	1,470	119.5%	
	多度地域振興課		使用料(大研修室)	4,630	5,550	119.9%	
	多度地域振興課		使用料(多目的ホール)	2,470	2,960	119.8%	
	多度地域振興課		使用料(調理室)	3,700	4,440	120.0%	
	多度地域振興課		使用料(会議室)	1,230	1,470	119.5%	

使用料改定案

No.	担当課	施設名	使用料名称	現在の料金 (円)	改定案 (円)	改定率	備考
	多度地域振興課	多度北部コミュニティセンター	使用料(第2研修室)	1,230	1,470	119.5%	
	多度地域振興課		使用料(第1研修室)	1,230	1,470	119.5%	
	多度地域振興課		使用料(ミーティングルーム)	1,230	1,470	119.5%	
	多度地域振興課		使用料(多目的ホール)	4,630	5,550	119.9%	
	多度地域振興課	ふるさと多度文学	館施設使用料・会議室	3,600	4,320	120.0%	
	多度地域振興課		施設使用料・視聴覚室	7,200	8,640	120.0%	
	多度地域振興課		館施設使用料・展示室	7,200	8,640	120.0%	
	多度地域振興課		施設使用料	210	500	238.1%	
	多度地域振興課	多度テニスコート	体育室使用料	100	300	300.0%	子どもは左記料金の半額
	多度地域振興課		ミーティングルーム使用料	520	700	134.6%	
	多度地域振興課		和室使用料	520	700	134.6%	
	多度地域振興課		体育室使用料(半面延べ)	260	500	192.3%	
	長島地域振興課	B&Gプール	B&Gプール使用料	100	300	300.0%	子どもは左記料金の半額
	長島地域振興課		B&Gプール専用使用料	1,030	1,500	145.6%	
	長島地域振興課	B&G体育館	体育館使用料	100	300	300.0%	子どもは左記料金の半額
	長島地域振興課		体育館専有使用料	1,030	1,500	145.6%	
	長島地域振興課	ふれあい学習館	プラネタリウム観覧料	210	300	142.9%	中学生以下半額、3歳以下無料
	長島地域振興課		作品展示室	1,230	1,800	146.3%	
	長島地域振興課		多目的ホール使用料	8,230	9,870	119.9%	
	長島地域振興課		打ち合わせ室	1,440	1,720	119.4%	
	長島地域振興課	長島運動公園	文化活動室	1,030	1,500	145.6%	
	長島地域振興課		テニスコート使用料	310	500	161.3%	
	長島地域振興課		サッカー場使用料	520	700	134.6%	
	長島地域振興課		ソフトボール場使用料	520	700	134.6%	
	長島地域振興課	長島北部分館	野球場使用料	520	700	134.6%	
	長島地域振興課		施設利用料(研修室1)	1,340	1,600	119.4%	
	長島地域振興課		施設利用料(研修室2)	1,340	1,600	119.4%	
	長島地域振興課		施設利用料(調理実習室)	3,390	4,050	119.5%	
	長島地域振興課	伊曾島分館	施設利用料(和室)	1,340	1,600	119.4%	
	長島地域振興課		施設利用料(研修室1)	1,340	1,600	119.4%	
	長島地域振興課		施設利用料(研修室2)	1,340	1,600	119.4%	
	長島地域振興課		施設利用料(調理実習室)	3,390	4,060	119.8%	

使用料改定案

No.	担当課	施設名	使用料名称	現在の料金 (円)	改定案 (円)	改定率	備考
	長島地域振興課		施設利用料(和室)	1,340	1,600	119.4%	
	長島地域振興課		施設利用料(ホール)	10,390	12,450	119.8%	
	長島地域振興課		施設利用料(会議室1)	1,340	1,600	119.4%	
	長島地域振興課		施設利用料(会議室2)	3,390	4,050	119.5%	
	長島地域振興課		施設利用料(会議室3)	1,340	1,600	119.4%	
	長島地域振興課	長島公民館	施設利用料(研修室1)	1,340	1,600	119.4%	
	長島地域振興課		施設利用料(研修室2)	2,470	2,960	119.8%	
	長島地域振興課		施設利用料(研修室3)	2,470	2,960	119.8%	
	長島地域振興課		施設利用料(調理実習室)	5,660	6,760	119.4%	
	長島地域振興課		施設利用料(視聴覚室)	4,530	5,410	119.4%	
	長島地域振興課	長島輪中図書館	会議室使用料	3,600	4,320	120.0%	
	長島地域振興課		視聴覚室使用料	8,230	9,870	119.9%	
	教育総務課		屋内運動場	500	750	150.0%	
15	教育総務課	学校施設	校庭(午前・午後)	0	240	皆増	1区分あたり (午前、午後、夜間をそれぞれ1区分とする)
	教育総務課		校庭(夜間)	0	700	皆増	
	人権教育課		施設使用料(集会所)	310	0	0.0%	ただし書き削除(別表削除) 第7条
16	人権教育課	教育集会所	施設使用料(実習室)	510	0	0.0%	使用料は、無料とする。ただし、教育委員 会が特に必要と認めたときは、徴収するこ とができる。
	人権教育課		施設使用料(日本間)	310	0	0.0%	
	人権教育課		施設使用料(研修室)	310	0	0.0%	

平成29年9月 新保育料表(案)

国階層区分

階層区分	定義	3歳未満児	3歳児以上
1	生活保護世帯	0	0
2	所得割課税額未済	9,000	6,000
3	所得割課税額未済	19,500	16,500
4	97,000円未満	30,000	27,000
5	169,000円未満	44,500	41,500
6	301,000円未満	81,000	58,000
7	397,000円未満	80,000	77,000
8	397,000円以上	104,000	101,000

桑名市階層区分(旧)

階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上	3歳未満児時間	3歳以上幼児時間
1	生活保護世帯等	0	0	0	0
2	市町村長親縁課税世帯	0	0	0	0
3-1	所得割非課税世帯	8,000 (4,000)	7,800 (3,950)	5,500 (2,750)	5,400 (2,700)
3-2	所得割課税額40,000円未満	10,000 (5,000)	9,800 (4,900)	8,000 (4,000)	7,900 (3,950)
4-1	48,600~54,000円未満	13,400 (6,700)	13,200 (6,600)	10,900 (5,450)	10,700 (5,350)
4-2	54,000~57,700円未満	16,400 (8,200)	16,100 (8,050)	13,900 (6,950)	13,700 (6,850)
4-3	57,700~66,000円未満	16,400 (8,200)	16,100 (8,050)	13,900 (6,950)	13,700 (6,850)
4-4	66,000~77,101円未満	21,400 (10,700)	21,000 (10,500)	17,900 (8,950)	17,600 (8,800)
4-5	77,101~97,000円未満	21,400	21,000	17,900	17,600
5-1	97,000~118,000円未満	27,400	26,900	21,900	21,500
5-2	118,000~146,000円未満	33,400	32,800	24,900	24,500
5-3	146,000~169,000円未満	36,900	36,300	26,400	26,000
6-1	169,000~198,000円未満	40,400	39,700	27,900	27,400
6-2	198,000~260,000円未満	41,900	41,200	29,400	28,900
6-3	260,000~301,000円未満	43,400	42,700	30,400	29,900
7-1	301,000~338,000円未満	44,400	43,800	30,900	30,400
7-2	338,000~397,000円未満	45,400	44,800	31,400	30,900
8	397,000円以上	46,400	45,800	31,900	31,400

桑名市階層区分(新)

階層区分	定義	3歳未満児時間	3歳未満児時間	3歳以上幼児時間	3歳以上幼児時間
1	生活保護世帯等	0	0	0	0
2	市町村長親縁課税世帯	5,900 (0)	5,800 (0)	4,100 (0)	4,000 (0)
3-1	所得割非課税世帯	12,300 (6,150)	12,100 (6,050)	9,200 (4,600)	9,000 (4,500)
3-2	所得割課税額40,000円未満	14,400 (7,200)	14,200 (7,100)	11,300 (5,650)	11,100 (5,550)
4-1	48,600~57,700円未満	20,500 (9,000)	20,200 (9,000)	16,100 (8,000)	15,800 (7,900)
4-2	57,700~77,101円未満	23,400 (9,000)	23,000 (9,000)	19,400 (9,000)	19,100 (9,000)
4-3	77,101~97,000円未満	26,100	25,700	21,500	21,100
5-1	97,000~118,000円未満	31,700	31,200	25,700	25,300
5-2	118,000~146,000円未満	35,300	34,700	28,600	28,100
5-3	146,000~169,000円未満	37,500	36,900	27,800	27,300
6-1	169,000~198,000円未満	42,700	42,000	30,700	30,200
6-2	198,000~260,000円未満	44,500	43,700	31,800	31,400
6-3	260,000~301,000円未満	46,400	45,600	32,500	31,900
7-1	301,000~338,000円未満	51,200	50,300	33,100	32,500
7-2	338,000~397,000円未満	52,800	51,900	33,900	33,300
7-3	397,000~500,000円未満	54,400	53,500	34,700	34,100
8-1	500,000~600,000円未満	56,200	55,200	35,400	34,800
8-2	600,000~800,000円未満	57,200	56,200	36,400	35,800
8-3	800,000円以上	58,200	57,200	37,400	36,800

※()書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等の額

※平成29年9月から1年間の段階的経過措置を行う。

桑名市立幼稚園条例の一部改正について（案）

【改正のあらまし】

子ども・子育て支援新制度での所得状況に応じた応能負担の考え方に基づき、適正な桑名市立幼稚園利用者負担額とするため、所要の改正をします。

【改正前】

（利用者負担額）第3条 幼稚園の利用者負担額は、月額5,500円を上限として、幼稚園に在園する者に係る支給認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。）の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して教育委員会規則で定める額とする。

【改正後】

（利用者負担額）第3条中「5,500円」を「17,700円」に改める。

（施行期日）

この条例は、平成29年9月1日から施行する。

（経過措置）

この条例による改正後の桑名市立幼稚園条例の規定は、平成29年9月1日以後に受けた教育に係る利用者負担額について適用し、同日前に受けた教育に係る利用者負担額については、なお従前の例による。

（平成29年9月分から平成31年8月分までの利用者負担額の特例）

この条例による改正後の規定の適用については、平成29年9月1日から平成30年8月31日までの上限額は、「17,700円」とあるのは「7,600円」と、平成30年9月1日から平成31年8月31日までの上限額は、「12,600円」とする。

改定時期	現行	平成29年4月1日	平成29年9月1日	平成30年9月1日	平成31年9月1日
幼稚園利用者負担額の上限	5,500円	5,500円	7,600円	12,600円	17,700円

平成29年9月 新 市立幼稚園利用者負担額表(案)

国階層区分(1号認定 3・4・5歳児)

桑名市階層区分(旧)(4・5歳児)

階層区分	生活保護世帯		ひとり親世帯等 その他の世帯	市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯 含む)	市民税所得割課税額 77,100円以下	市民税所得割課税額 77,101円以上
	生活保護世帯	0				
1	生活保護世帯	0				
2	市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯 含む)	ひとり親世帯等	0	ひとり親世帯等		
		その他の世帯	3,000	その他の世帯	7,550	16,100
3	市民税所得割課税額 77,100円以下	ひとり親世帯等		ひとり親世帯等		
		その他の世帯	7,550	その他の世帯	16,100	20,500
4	市民税所得割課税額 211,200円以下	ひとり親世帯等		ひとり親世帯等		
		その他の世帯	20,500	その他の世帯	25,700	
5	市民税所得割課税額 211,201円以上	ひとり親世帯等		ひとり親世帯等		
		その他の世帯	25,700	その他の世帯		

階層区分	生活保護世帯		ひとり親世帯等 その他の世帯	市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯 含む)	市民税所得割課税 額 77,100円以下	市民税所得割課税 額 77,101円以上
	生活保護世帯	0				
1	生活保護世帯	0				
2	市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯 含む)	ひとり親世帯等	0	ひとり親世帯等		
		その他の世帯	2,200	その他の世帯	2,200	
3	市民税所得割課税 額 77,100円以下	ひとり親世帯等		ひとり親世帯等		
		その他の世帯	2,200	その他の世帯	5,500	
4	市民税所得割課税 額 77,101円以上	ひとり親世帯等		ひとり親世帯等		
		その他の世帯	5,500	その他の世帯		

桑名市階層区分(新)(4・5歳児)【教育委員会規則(案)】

第1階層区分	第2階層区分	生活保護世帯	市立幼稚園経過措置			
			平成29年9月	平成30年9月	平成31年9月	平成31年9月
1	生活保護世帯	生活保護世帯	0	0	0	0
		市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯 含む)	0	0	0	0
2	市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯 含む)	ひとり親世帯等	2,200	0	0	0
		その他の世帯	2,200	0	0	0
3	市民税所得割課税額 48,599円以下	ひとり親世帯等	2,200	700	700	700
		その他の世帯	5,500	2,500	2,500	2,500
4	市民税所得割課税額 62,850円以下	ひとり親世帯等	2,200	2,200	2,300	2,500
		その他の世帯	5,500	5,600	5,800	6,100
5	市民税所得割課税額 77,100円以下	ひとり親世帯等	2,200	2,500	3,400	4,300
		その他の世帯	5,500	6,200	7,900	9,700
6	市民税所得割課税額 144,150円以下	ひとり親世帯等	4,500	6,500	9,000	11,500
		その他の世帯	5,500	5,500	5,500	5,500
7	市民税所得割課税額 211,200円以下	ひとり親世帯等	4,500	6,800	10,100	13,400
		その他の世帯	5,500	5,500	5,500	5,500
8	市民税所得割課税額 211,201円以上	ひとり親世帯等	4,500	7,600	12,600	17,700
		その他の世帯	5,500	5,500	5,500	5,500

*平成29年9月から、2年間の段階的経過措置を行う。

上下水道部における手数料の見直しについて

○水道事業

▶ 平成 29 年 4 月 1 日施行予定

手数料の名称	現行金額	改正金額	増減金額
設計審査手数料	2,600 円	2,408 円	-192 円
給水装置工事検査手数料	3,300 円	3,056 円	-244 円
再開栓手数料	1,000 円	—	-1,000 円

▶ 平成 29 年 7 月 1 日施行予定

手数料の名称	現行金額	改正金額	増減金額
設計審査手数料	2,408 円	4,200 円	1,792 円
給水装置工事検査手数料	3,056 円	4,800 円	1,744 円
各種証明手数料	200 円	300 円	100 円

○下水道事業

▶ 平成 29 年 7 月 1 日施行予定

手数料の名称	現行金額	改正金額	増減金額
各種証明手数料	—	300 円	300 円

